

【訂正公告】 **同志社大学歴史資料館館報第22号所収**  
**「和泉・塔塚古墳出土遺物報告（1）」の訂正について**

浜中邦弘・辻川哲朗・春日宇光・三浦悠葵

はじめに

同志社大学歴史資料館では、ながらく本学において考古学を担当された森浩一先生からの寄贈資料にたいして、その活用をはかるために基礎的な資料化作業を実施している。その一環として、森先生が1958・59年に発掘調査を実施し、その後諸般の事情により正式報告書が未刊行であった大阪府堺市塔塚古墳の出土遺物—なかでも当資料館所蔵品の一部を対象として、資料化をおこない、その成果を報告したところである（浜中他2020）。

その後、その報告内容の一部について、以下の事実と誤りを確認したため、関係各位にたいしてお詫びを申し上げるとともに、判明に至った経緯を踏まえて訂正するものである。

### 1. 訂正事項（1）—他古墳出土資料の混入

**対象の遺物** 昨年度の館報で「和泉・塔塚古墳出土遺物（1）」（以下、「報告（1）」と省略）と題して報告した遺物について、後日遺物の収納作業を行ったさいに、他古墳からの出土資料の混入が明らかとなった。訂正を要する資料は、鉄鏃1点（図13-35、写真図版14-35）と、短甲片2点（図16-2・10、写真図版21-2・10）の合計3点である。いずれも大阪府黒姫山古墳出土品として登録されていた遺物であった。

**混入の背景** 今回取り扱った資料は森浩一先生が関与した資料であり、森浩一資料として当館に収納されているものである。これらの資料は、登録番号・資料名・遺跡名・数量・備考・写真の項目についてデータベース化し、すべてパソコンで管理している。

塔塚古墳出土資料もデータベースに登録されているが、番号がいくつかに分かれていた。そのため、まず塔塚古墳の資料をすべて把握することを目的として、それらを一括する作業を行い、全破片を対象としたメモ写真を撮影した。このメモ写真によるかぎり、この段階では黒姫山古墳出土品の混入がないことを確認している。

その後、報告対象遺物を抽出したうえで、それらにたいして俯瞰写真撮影を行うとともに、金属製品についてはX線写真もあわせて撮影した。その後、実測作業を進めた。金属製品については撮影したX線写真も準拠しつつ実測した。

**混入の過程** 「報告（1）」刊行後、報告資料の収納作業中に、俯瞰写真ならびにX線写真の中に、塔塚古墳以外の出土品が写り込んでおり、探索の結果それらが黒姫山古墳出土品であることが判明した。これら黒姫山古墳出土品は、塔塚古墳出土遺物がおさめられたコンテナの一つに入っていたが、なぜ混入してしまったのか、その過程は不明である。ただ、混入したのは、資料全容把握のためのメモ写

真撮影の後に続く諸作業中であることは間違いない。遺物管理者としてお詫びするとともに、ここに訂正をさせていただきたい。とくに、執筆分担者である春日宇光・三浦悠葵両氏には、ただただ深くお詫び申し上げたい。両氏には、文章の訂正部分を以下に記していただくことにした。（浜中・辻川）  
**武器類に関する訂正事項** 黒姫山古墳出土品と判明した鉄鏃1点（「報告（1）」図13-35、写真図版14-35）は塔塚古墳出土資料から除外する。なお、この訂正によって、武器類の位置づけについては、「報告（1）」での記述を以下のように修正する。今回混入していた、他出土鏃と様相が異なる片刃箭鏃から想定された製作時期の異なりと追葬の可能性は否定される。（三浦）

**武具類に関する訂正事項** 黒姫山古墳出土品と判明した短甲片2点（「報告（1）」図16-2・10、写真図版21-2・10）は塔塚古墳出土資料から除外する。この訂正によって、「報告（1）」に記述した武具類の形式、個体数及び製作時期等の位置づけについて、変更は生じない。（春日）

## 2. 訂正事項（2）—その他

**その他の訂正事項** さらに、「報告（1）」刊行後、田中英夫先生から報告内容の誤りについてご指摘をいただいた。田中先生からは、整理作業の過程で多くのご教示をいただいていた。しかし、当方の理解が行き届かず、結果として先生のご教導を十分に活かしえなかった。この点について、深くお詫びを申し上げる。くわえて、刊行後の収納作業中に、遺物の提示内容について修正を要する点を見いだすにいたったので、これらの点についても、以下のとおり修正したい。

**遺構** 「報告（1）」に掲載した墳丘実測図（「報告（1）」、図2）とそれにかかわる本文の記述について、田中先生からのご指摘をうけて、以下のとおり修正する。

**【本文の記述】** まず、墳丘実測図について、本文では「墳丘に関しては、調査当時には墳丘実測図が作成されなかったようであるが、1次調査終了後の1958（昭和35）年に田中英夫・宮川 渉・久野邦雄氏によって作成された（後略）」（「報告（1）」、p4）と記述し、作成された墳丘実測図を掲載した（図2）。しかし、この墳丘実測図の作成日時は、図2中に記されたとおり、1958年12月の1次調査開始に先行する同年4月20日であったので、上記の本文の記述を以下のように修正する。「墳丘に関しては、1次調査着手に先だって、1958（昭和33）年4月20日に田中英夫・宮川 渉・久野邦雄氏によって作成された（後略）」。

**【墳丘実測図】** また、墳丘実測図（「報告（1）」、図2）中の注記について、以下のように修正する。図中の等高線について、実線を1m単位、破線を0.5m単位として注記しているが、当該実測図は1m等高線で作成されたもので、後者は墳丘平坦部の傾斜変換点を示したものであり、図中にしるした「0.5m」・「1.5m」の注記は削除する。

**遺物** 報告した遺物のうち、鉄製品ならびに埴輪について、以下の修正を要する点があった。

**【「榔内」出土遺物】** 塔塚古墳には二つの埋葬施設が存在したことが確認されている。墳頂部中心に位置する横穴式石室（第1主体部）とその南方に位置する木棺直葬施設（第2主体部）であり、それぞれから遺物の出土が知られている。その中に、第2主体部である「榔内」出土として報告した刀剣2点（「報告（1）」、図8-22、図10-41）がある。「報告（1）」では、添付されていた遺物ラベルから第

2主体部に伴うものとしてこれらを報告した。しかし、その後、田中先生から、当該資料については、調査後に石室出土遺物として側図した記憶があるので、間違いなく石室内出土遺物である、とのご指摘をいただいた。

この2点については、「報告(1)」の本文において「遺物ラベルでは「櫛内」とあるが、調査当時の実測図では「石室内出土遺物」の中に含めて図示されており、出土遺構の確定に課題を残す」(p11)と記したように、その位置づけに不安をいだきつつも、ひとまず遺物ラベルの記述を尊重して、「櫛内」出土品として報告していた。しかし、実際に調査に従事された田中先生からのご指摘をいただいたので、この2点の出土遺構については、第1主体部からの出土品に訂正したい。

**【鉄製品(武器類)】**「報告(1)」の武器類のうち、鉄刀については、提示した図面と写真図版とが整合しない事例があるので、以下のとおり修正したい。まず、図6-8は図9-36と同一なので削除する。さらに図6-11を図6-8とし、本例は写真図版4-8と対応する。また、図6-11は該当する個体の図面が未提示なので、新規図面と入れ替える。本例は写真図版4-11と対応する。なお、修正した図をあらたに提示する(図3)。また、写真図版中の遺物番号の誤りがあったので、以下のように修正する。写真図版11-32は11-35の誤りである。写真図版19には43が重複して2点示されている。具体的には、上から2段目の右端の個体、上から3段目の右から2番目の個体があり、同一番号の個体が重複している。これについては、前者は写真図版19-46の誤りであり、後者が写真図版19-43となる。写真図版13の4段目右から2番目の個体は図面が未提示なので、あらたに図示する(図2-74)。写真図版15の3段目右端の個体は図15-55に対応する。写真図版15-55の個体番号は誤りであり、該当する個体の図面は未提示なので、あらたに図示する(図2-75)。74は片刃箭鏃で残存長5.3cmを測る。刃部から頸部が残存するが、銹化が著しく詳細な形状は不明。75は鉄鏃の茎部で残存長3.7cmを測る。

**【鉄製品(武具類)】**「報告(1)」の武具類については、以下の修正点がある。図16-9の短甲片の実測図に誤りがあるため、差し替える(図2)。本文の記述のうち、27頁22行中の「0.5m」は「0.5cm」の誤りである。また、同行中の「鋌頭地板」は「地板」の誤りである。つぎに、写真図版にかんする修正点は以下のとおりである。まず、写真図版22-31は写真図版22-33の誤りであり、写真図版22-33は写真図版22-31の誤りである。同様に写真図版26-31は26-33、写真図版26-33は26-31である。さらに、写真図版23の右列には、65が重複して示されている。具体的には、最上段の個体と、最上段から4番目の個体の2点があり、同一番号の個体が重複している。これについては、最上段の個体が66であり、最上段から4番目の個体は65である。このほか、写真図版25-21は25-13の誤りである。

**【埴輪】** 報告した円筒埴輪にかんする修正点は以下のとおりである。右端の上から5番目の図25-11は遺物番号が誤りであり、正しくは図25-15である。さらに、図25-11の内面拓本は天地逆転しているので、訂正した図面をあらためて提示しておきたい(図4)。(辻川)

### 3. おわりに

以上、「報告(1)」において生じた他古墳出土品の混在を訂正するとともに、それ以外において確認できた記述の誤り等について修正を行ってきた。あらためて、関係各位についてお詫びを申し上げます。

たい。それとともに、今後このような事態が起きないように、より一層注意深くチェックを行い、当館が所蔵する遺物の報告をすすめていきたい。（浜中・辻川）

〔謝辞〕 本稿の執筆にあたっては、田中英夫先生から貴重なご指摘をいただいた。その多くを活かせなかった点をあらためてお詫び申し上げたい。また、馬淵一輝氏からは、リモート検討会開催にご協力をいただいた。感謝を申し上げる。

文献

浜中邦弘・辻川哲朗・春日宇光・三浦悠葵・奥田 尚（2020）「和泉・塔塚古墳出土遺物報告（1）—同志社大学歴史資料館所蔵品を中心について—」『同志社大学歴史資料館館報』22、同志社大学歴史資料館

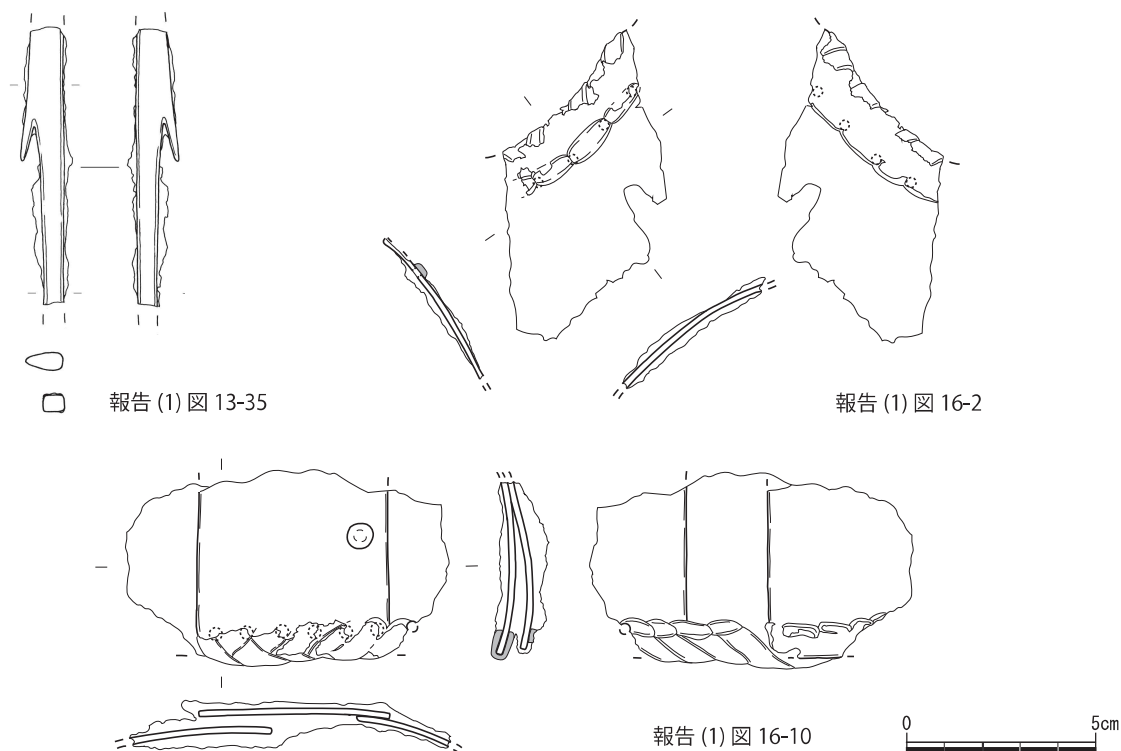


図1 黒姫山古墳出土遺物実測図（訂正により塔塚遺物から除外するもの）

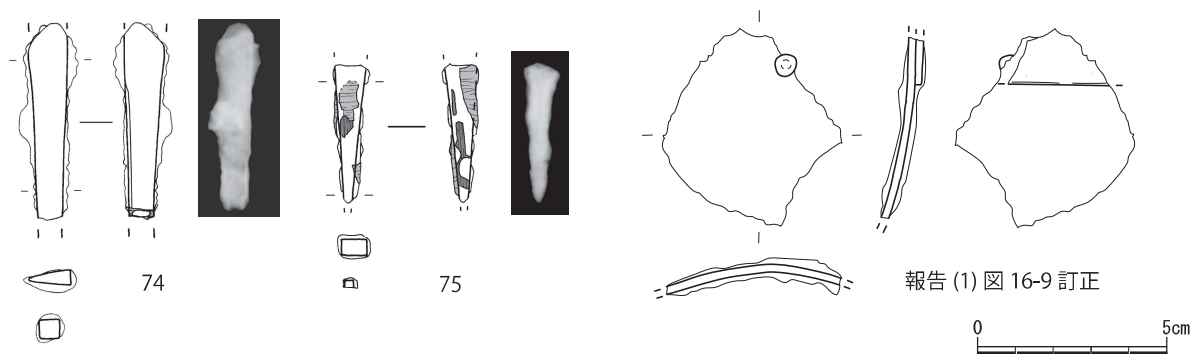


図2 出土遺物実測図1（鉄鏃・甲冑）

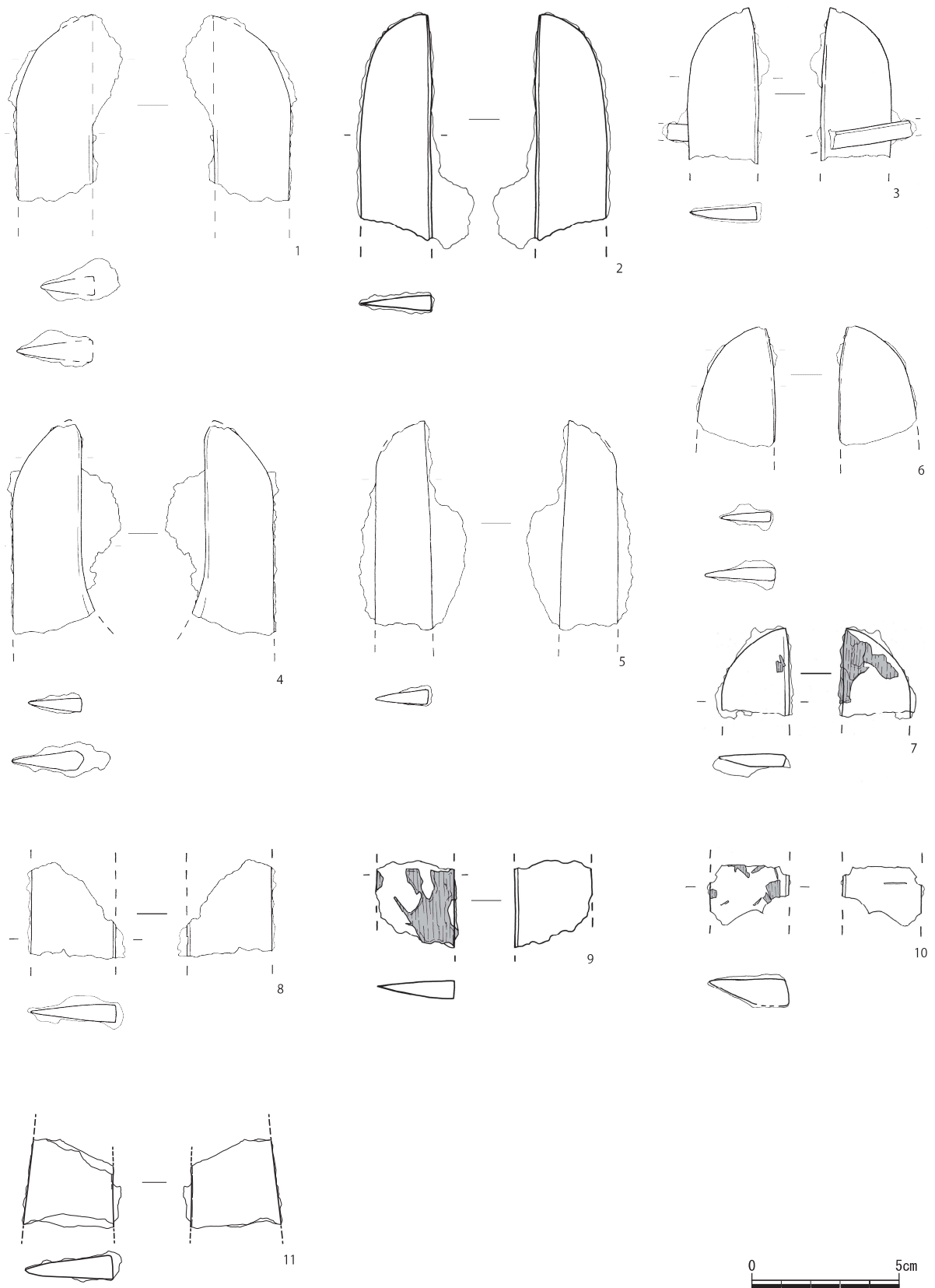


図3 出土遺物実測図2 (刀剣類1)



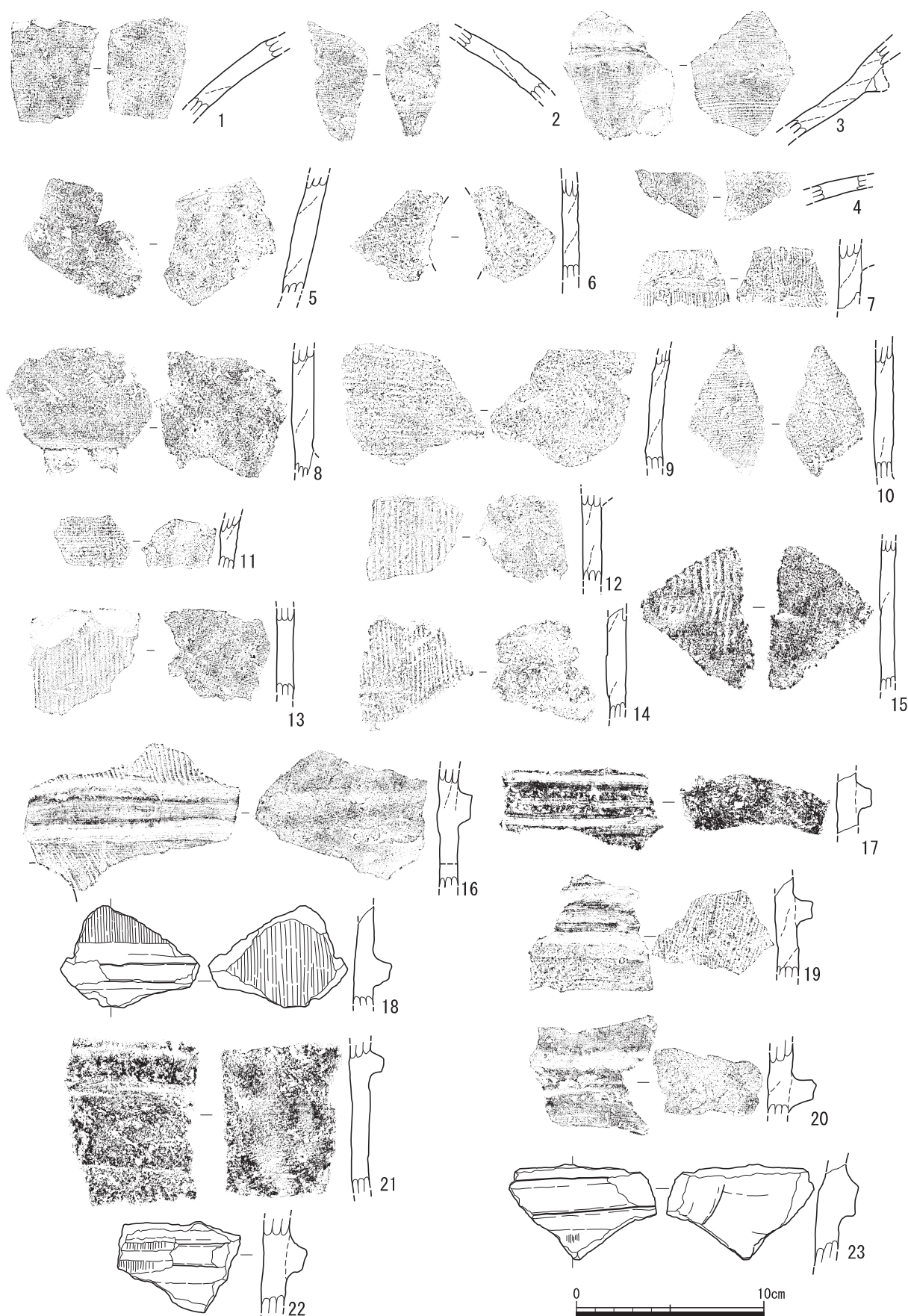


図4 出土遺物実測図3 (22:埴輪類)